

《福岡県外国人技能実習生受入組合連絡協議会》 情報通信 第103号-続報⑬

今回のテーマ「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置-続報⑬」について

情報通信103号の続報です。本年3月以降の水際対策の見直しとして「水際対策強化にかかる新たな措置（27）」が発表になりました。

下記は外務省 HP のビザの申請に関するページ（一部）です。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22_003381.html

国際的な人の往来再開による新規入国のための査証（ビザ）の申請

令和4年2月24日
英語版 (English)

令和4年2月24日、水際対策強化に係る新たな措置（27）による、令和4年3月以降の水際措置の見直しが発表されました。

日本へ入国する外国人の方については、滞在先の国・地域の日本国大使館/総領事館/領事事務所（台湾においては日本台湾交流協会台北、高雄事務所）（以下「在外公館等」という）において、入国目的等に応じて、日本での上陸申請の際に必要な「査証（ビザ）」の交付を受ける必要があります。

査証（ビザ）

各国・地域に所在する在外公館等の領事窓口で、必要な書類（詳細については下記を御確認ください。加えて、在外公館等が追加資料を求める場合があります。）を提出の上、査証申請を行ってください。申請受理後、申請を受け付けた在外公館等が査証を発給します。申請者本人又は代理人の方が、当該在外公館等領事窓口でお受け取りください。

1 措置（27）による外国人の新規入国制限の見直しについて

令和4年3月1日以降、日本政府は「水際対策強化に係る新たな措置（27）」に基づき、下記（1）及び（2）の新規入国を申請する外国人については、日本国内に所在する受入責任者が入国者健康確認システム（ERFS）における所定の申請を完了した場合「特段の事情」があるものとして、新規入国を認めることとします。

(A) 対象者（（1）（2）の双方を満たす者）

- (1) 商用・就労目的の短期間（3か月以下）の滞在者又は長期間の滞在者。
- (2) (1) の滞在者で日本国内に受入責任者がある者。

(B) 査証申請に必要な書類

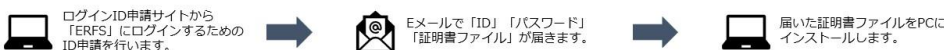
- 受入責任者が入国者健康確認センター（ERFS）オンライン申請し、発行された受付済証
- その他査証申請書類（査証申請書類については「ビザ」のページでご確認ください）

新規

◎ 厚生労働省の「外国人新規入国制限の見直しについて」を確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00341.html

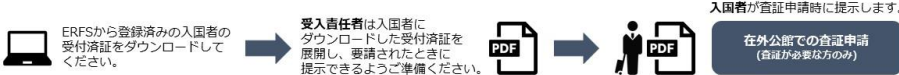
① 「ERFS」を利用するための準備



② 「ERFS」からの事前登録



③ 受付済証のダウンロード



④ 入国後の入国者の待機や行動の管理



入国者健康確認システム

の内容は、下記 URL から確認できます。（Q&A も掲載されています）

[https://entry.hco.mhlw](https://entry.hco.mhlw.go.jp/)

[w.go.jp/](https://entry.hco.mhlw.go.jp/)